

第7部 リハビリテーション（追補）

目標設定等支援・管理料の経過措置（対象リハビリテーション料の減算規定）対応

H003-4 目標設定等支援・管理料

[算定要件]

- (1) 脳血管疾患等リハビリテーション、廃用症候群リハビリテーション、運動器リハビリテーションを実施している要介護被保険者等に以下の指導等を行った場合に、3月に1回に限り算定する。
- (2) 脳血管疾患等リハビリテーション、廃用症候群リハビリテーション又は運動器リハビリテーションを実施している要介護被保険者等のうち、標準的算定日数の3分の1を経過したのについて、直近3か月以内に目標設定等支援・管理料を算定していない場合、当該リハビリテーション料の100分の90を算定する。

[経過措置]

目標設定等支援・管理料を算定していない場合の脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション、運動器リハビリテーション料の減算については、平成28年10月1日から実施する。

対象の疾患別リハビリテーション料の減算した点数のマスタを新設する。

[点数マスタ]（新設）

180050330	脳血管疾患等リハビリテーション料（1）（リ減）	221点	A
180050430	脳血管疾患等リハビリテーション料（2）（リ減）	180点	B
180050530	脳血管疾患等リハビリテーション料（3）（リ減）	90点	C
180050630	脳血管疾患等リハビリテーション料（1）（要介護・入院）（リ減）	132点	A
180050730	脳血管疾患等リハビリテーション料（1）（要介護・入院外）（リ減）	132点	D
180050830	脳血管疾患等リハビリテーション料（2）（要介護・入院）（リ減）	108点	B
180050930	脳血管疾患等リハビリテーション料（2）（要介護・入院外）（リ減）	108点	E
180051030	脳血管疾患等リハビリテーション料（3）（要介護・入院）（リ減）	54点	C
180051130	脳血管疾患等リハビリテーション料（3）（要介護・入院外）（リ減）	54点	F
180051230	脳血管疾患等リハビリテーション料（1）（要介護）基準不適合・リ減	106点	A
180051330	脳血管疾患等リハビリテーション料（2）（要介護）基準不適合・リ減	86点	B
180051430	脳血管疾患等リハビリテーション料（3）（要介護）基準不適合・リ減	43点	C
180051530	廃用症候群リハビリテーション料（1）（リ減）	162点	A
180051630	廃用症候群リハビリテーション料（2）（リ減）	131点	B
180051730	廃用症候群リハビリテーション料（3）（リ減）	69点	C
180051830	廃用症候群リハビリテーション料（1）（要介護・入院）（リ減）	97点	A
180051930	廃用症候群リハビリテーション料（1）（要介護・入院外）（リ減）	97点	D
180052030	廃用症候群リハビリテーション料（2）（要介護・入院）（リ減）	79点	B
180052130	廃用症候群リハビリテーション料（2）（要介護・入院外）（リ減）	79点	E
180052230	廃用症候群リハビリテーション料（3）（要介護・入院）（リ減）	41点	C
180052330	廃用症候群リハビリテーション料（3）（要介護・入院外）（リ減）	41点	F
180052430	廃用症候群リハビリテーション料（1）（要介護）基準不適合・リ減	78点	A
180052530	廃用症候群リハビリテーション料（2）（要介護）基準不適合・リ減	63点	B
180052630	廃用症候群リハビリテーション料（3）（要介護）基準不適合・リ減	33点	C

180052730	運動器リハビリテーション料（1）（リ減）	167点	G
180052830	運動器リハビリテーション料（2）（リ減）	153点	H
180052930	運動器リハビリテーション料（3）（リ減）	77点	I
180053030	運動器リハビリテーション料（1）（要介護・入院）（リ減）	100点	G
180053130	運動器リハビリテーション料（1）（要介護・入院外）（リ減）	100点	J
180053230	運動器リハビリテーション料（2）（要介護・入院）（リ減）	92点	H
180053330	運動器リハビリテーション料（2）（要介護・入院外）（リ減）	92点	K
180053430	運動器リハビリテーション料（3）（要介護・入院）（リ減）	46点	I
180053530	運動器リハビリテーション料（3）（要介護・入院外）（リ減）	46点	L
180053630	運動器リハビリテーション料（1）（要介護）基準不適合・リ減	80点	G
180053730	運動器リハビリテーション料（2）（要介護）基準不適合・リ減	73点	H
180053830	運動器リハビリテーション料（3）（要介護）基準不適合・リ減	37点	I

[算定方法]

①疾患別リハビリテーション料の届出が必要です。

システム管理の「1006 施設基準情報」から施設基準を設定します。

A	【0732】
B	【0733】
C	【0734、0733】
D	【0732】と【3351】
E	【0733】と【3352】
F	【0734、0733】と【8008】
G	【0828】
H	【0829】
I	【0830、0829、0828】
J	【0828】と【3354】
K	【0829】と【3355】
L	【0830、0829、0828】と【8009】

0732	脳血管疾患等リハビリテーション料（1）
0733	脳血管疾患等リハビリテーション料（2）
0734	脳血管疾患等リハビリテーション料（3）
3351	脳血管疾患等リハビリテーション料（1）（注5に規定する施設基準）
3352	脳血管疾患等リハビリテーション料（2）（注5に規定する施設基準）
8008	脳血管疾患等リハビリテーション料（2）又は（3）（注5に規定する施設基準）（名寄せコード）
0828	運動器リハビリテーション料（1）
0829	運動器リハビリテーション料（2）
0830	運動器リハビリテーション料（3）
3354	運動器リハビリテーション料（1）（注5に規定する施設基準）
3355	運動器リハビリテーション料（2）（注5に規定する施設基準）
8009	運動器リハビリテーション料（1）、（2）又は（3）（注5に規定する施設基準）（名寄せコード）

②算定する患者（要介護被保険者等）については、患者登録で介護認定情報の設定をします。

介護認定情報は患者登録の「その他」タブ画面にあります。

③診療行為入力から算定するコードを入力します。

※疾患別リハビリテーション料の起算日が入力されていること

[チェック]

- ①目標設定等支援・管理料の初回と2回目以降の3月に1回の算定チェックを行う。
※疑義解釈（その7）より別の疾患が発生した場合初回の再算定が可能とされた。
- ②患者登録で介護認定情報の登録がある場合にチェックを行う。
- ③疾患別リハビリテーション料の算定日が減算適用開始日（平成28年10月1日）以降の場合に減点等のチェックを行う。
- ④疾患別リハビリテーション料を算定する日の直近3か月以内に目標設定等支援・管理料の算定が有る場合は減算対象とはならない。

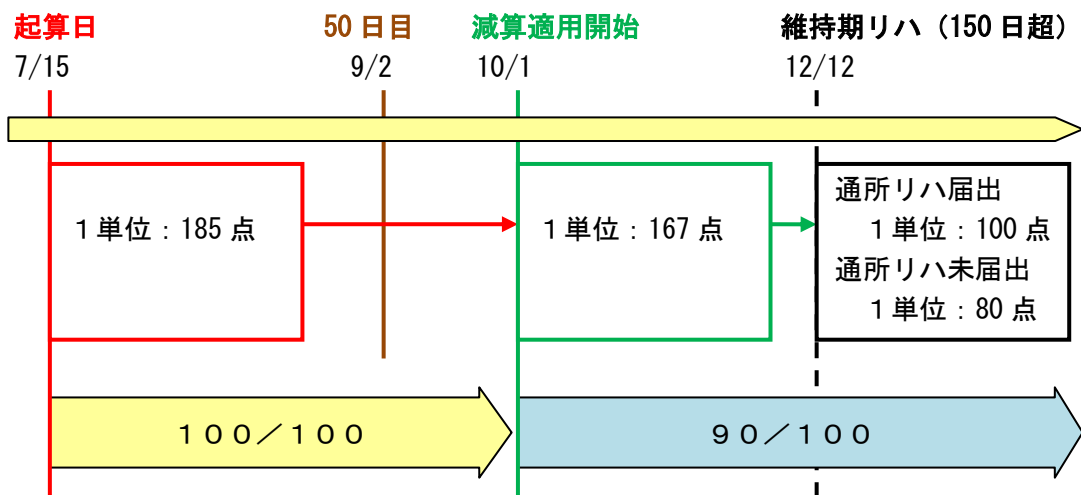
直近3か月以内とは？（疑義解釈資料（その7）より）
 リハビリテーション料を算定する月の前月を1月目と数えた上で、3月目の初日以降に目標設定等支援・管理料を算定していない場合が該当し、例えば、以下の期間に算定していない場合をいう。
 例1）10月1日に脳血管疾患等リハビリテーションを算定する場合
 7月1日～10月1日
 例2）10月25日に脳血管疾患等リハビリテーションを算定する場合
 7月1日～10月25日

- ⑤疾患別リハビリテーション料を算定する日の直近3か月以内に目標設定等支援・管理料の算定が無い場合は減算対象とする。

目標設定等支援・管理料と該当する疾患別リハビリテーションの算定例について
 運動器リハビリテーションを算定する要介護・要支援者の場合の算定例となります。
 また、起算日は入力された「運動器リハビリテーション開始日」となります。

- ①目標設定等支援・管理料を算定していない場合

起算日：平成28年7月15日
 算定日数上限の1/3（運動器リハ50日目）：平成28年9月2日
 減算適用開始日：平成28年10月1日
 算定日数上限（運動器リハ150日目）：平成28年12月11日
 維持期リハ開始日：平成28年12月12日



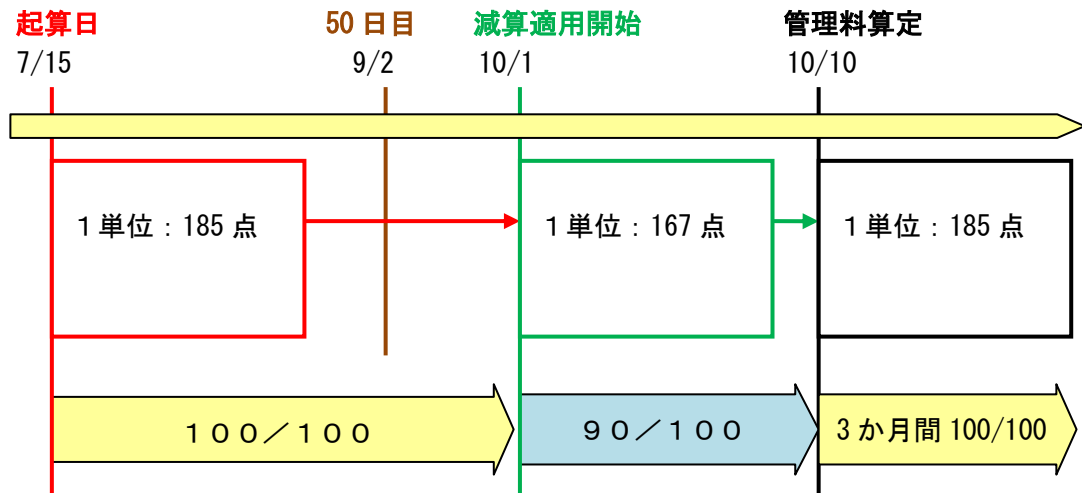
②減算適用開始日以降に目標設定等支援・管理料を算定した場合

起算日：平成28年7月15日

算定日数上限の1/3（運動器リハ50日目）：平成28年9月2日

減算適用開始日：平成28年10月1日

管理料算定日：平成28年10月10日（運動器リハと同時算定でも減算なし）



③減算適用開始日前に目標設定等支援・管理料を算定した場合

起算日：平成28年7月15日

管理料算定日：平成28年8月10日

算定日数上限の1/3（運動器リハ50日目）：平成28年9月2日

減算適用開始日：平成28年10月1日

管理料算定日から3月：平成28年11月1日

